

入院患者様の食事負担額変更のお知らせ (令和8年6月から)

令和8年6月1日から健康保険法の一部改正に伴い、入院患者様の**窓口負担額が変更**になります。

【現 行】

対象者	食事負担額（1食）
一般所得	510円
指定難病患者	300円
低所得Ⅱ90日以内 (住民税非課税)	240円
低所得Ⅱ90日超 (住民税非課税) (注1)	190円
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	110円



【令和8年6月より】

対象者	食事負担額（1食）
一般所得	550円
指定難病患者	330円
低所得Ⅱ90日以内 (住民税非課税)	270円
低所得Ⅱ90日超 (住民税非課税) (注1)	220円
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	130円

(注1) 住民税非課税世帯の方で申請月12ヶ月以内に90日を超える入院をされた方は「長期該当」の申請をし、窓口に提出しないと190円(令和8年6月1日以降は220円)の減額適用は受けられません。

※詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。